太陽光発電設備受付時確認事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 | |
| □ | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 | |
| □ | 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 | |
| □ | 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～（l）をすべて遵守していることを確認すること。 | |
| □ | （a） | 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 |
| □ | (b) | 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 |
| □ | (c) | 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 |
| □ | (d) | 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は 「再生可能エネルギー発電事業計画における、再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 |
| □ | (e) | 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したものを掲示すること。  ※屋根置きの場合は不要 |
| □ | (f) | 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 |
| □ | (g) | 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 |
| □ | (h) | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 |
| □ | (i) | 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 |
| □ | (j) | 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。 |
| □ | (k) | 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 |
| □ | (l) | 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。 |
| □ | 【PPAの場合】  PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分が サービス料金から控除されるものであること(PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 | |
| □ | 【リース契約の場合】  リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 | |
| ソーラーカーポートの場合 | | |
| □ | 太陽光発電設備に対して極端に面積が過大なものではなく、太陽光発電設備の土台としての役割を超えるものではないこと | |
| □ | 屋根に設置する太陽光発電モジュールの重量等も加味したうえで、十分な耐風・耐雪・耐震にかかる性能を有するものであること | |
| □ | 補助対象経費には、太陽光発電モジュールの土台に相当する部材、工事費のみを計上していること（アスファルト工事や側面パネル設置工事等を実施する場合は、補助対象外経費として明記すること） | |